

令和2年度 こうち産業振興基金等事業 3次募集について

令和2年8月3日

公益財団法人高知県産業振興センター

応募状況により受付を終了する場合があります。申請はお早めに！！

◆3次募集受付期間◆ 令和2年8月3日（月）～9月30日（水）（17時必着！）

1 募集する事業【中小企業者向け】

○事業戦略等推進事業

県内の中小企業者等の、新分野への進出や新技術及び新製品の開発、販路開拓、人材養成・人材確保などによる事業戦略、経営革新計画及び経営計画等の実現を図る取り組みを対象とした事業

【補助対象者】 県内中小企業者等

【補助対象事業区分】

- ① 新事業動向等調査事業：新事業の実施に必要な動向調査等にかかる謝金や旅費、委託費等に活用できる事業
- ② 販路開拓事業：販路開拓のための展示会（オンライン展示会も含む）出展やHP・動画作成、広告等にかかる経費に活用できる事業
- ③ 人材養成・人材確保事業：人材養成のための研修等にかかる経費や、人材確保のための就職相談会出展やHP・動画作成、広告等にかかる経費に活用できる事業
- ④ 生産性向上支援事業：県利子補給制度申請に必要な生産性向上計画の作成や5Sやテレワーク等の生産性向上に関わる専門家謝金などに活用できる事業（※設備導入等のハード経費は対象外）
- ⑤ 新商品・新技術・新役務開発事業：新たな商品や製品、技術、役務の開発・研究等にかかる経費に活用できる事業

【補助限度額】

①～⑤の事業全体で200万円

※センターが内容を確認した製品企画書に基づく事業の場合は「⑤ 新商品・新技術・新役務開発事業」の補助限度額が1,000万円となり、他①～④事業合わせて最大1,200万円（但し、⑤事業の補助限度額1,000万円への引き上げは食品を除く）

【補助率】 1/2以内

【事業期間】 交付決定日～最長1年間

※ご申請いただくには、申請要件を満たしている必要が有りますので、裏面や交付要領等をご確認ください。

※申請対象事業者・・・経営革新計画、事業戦略又は経営計画等の各種計画に基づいて事業に取り組む中小企業者等。

- ## 2 審査方法
- 審査会において申請企業によるプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、採択者を決定します。（申請件数によっては一部申請において、書面での審査のみになる場合があります。）
審査会は令和2年10月下旬、交付決定は令和2年11月初旬を予定しています。

※交付決定日以前に着手した経費は補助対象外になります。

- ## 3 申請書の様式等
- 各事業の申請書様式、交付要領等は当センターの募集HPをご覧ください。
○募集HP (https://joho-kochi.or.jp/center/kochisangyokikin_2020.php)

4 問い合わせ及び申請書提出先

〒781-5101 高知市布師田 392-2

公益財団法人高知県産業振興センター 経営支援部 経営支援課

TEL：088-845-6600 FAX：088-846-2556 E-mail：kigyousinkou@joho-kochi.or.jp

検索

高知県産業振興センター



飛躍への挑戦！
高知県産業振興計画

令和2年度 3次募集 事業一覧

事業名	事業概要	補助対象者	補助内容	補助対象経費	備考
事業戦略等 推進事業	県内の中小企業者等の、新分野への進出や新技術及び新製品の開発、販路開拓、人材養成・人材確保などによる事業戦略、経営革新計画及び経営計画等の実現を図る取り組みを対象とした事業	県内の中小企業者等 (中小企業、個人事業主、農協、森林組合、漁協、NPO等)	<p>○補助率：1/2以内</p> <p>○補助限度額： ①～⑤の事業全体で200万円</p> <p>※センターが内容を確認した製品企画書に基づく事業の場合は「⑤ 新商品・新技術・新役務開発事業」の補助限度額が1,000万円となり、他①～④事業合わせて最大1,200万円(但し、⑤事業の補助限度額1,000万円への引き上げは食品を除く)</p> <p>○事業期間： 交付決定日～最長1年間</p>	<p>【各事業の主な対象経費】</p> <p>① <u>新事業動向等調査事業</u> 謝金／旅費／庁費(印刷製本費、翻訳料、通訳料等)/委託費</p> <p>② <u>販路開拓事業</u> 謝金／旅費／庁費(出展小間料、ホームページ作成費、広告宣伝費、通信運搬費、印刷製本費、翻訳料、通訳料等)/委託費</p> <p>③ <u>人材養成・人材確保事業</u> 謝金／旅費／庁費(受講料、教材費、ホームページ作成費、広告宣伝費、印刷製本費等)/委託費</p> <p>④ <u>生産性向上支援事業</u> 謝金／旅費／庁費(印刷製本費、通信運搬費、翻訳料、通訳料等)/委託費</p> <p>⑤ <u>新商品・新技術・新役務開発事業</u> 謝金／旅費／研究開発事業費(原材料費、外注加工費、産業財産権等の導入に要する費用、借料等)／<u>機械設備費</u>／庁費／委託費／</p> <p>※<u>機械設備費</u>は新商品の研究開発に必要な経費であり、センターが内容を確認した製品企画書に基づく事業での活用に限ります。また、食品の新商品開発の場合は、機械設備費は対象経費となりません。</p> <p>※補助対象経費等の詳細は交付要領別表をご確認ください。</p>	<p><u>この事業を申請するには、下記のいずれかの要件を満たしている必要が有ります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等経営強化法に基づき知事が承認した「経営革新計画」の策定 ・当センターの事業戦略支援会議が承認した「事業戦略」の策定 ・県内商工会または商工会議所が認定した「経営計画」の策定 ・その他、これらに準ずる事業計画の策定